

戦時下キリスト教迫害関係資料について

藤 尾 正 人

はじめに	II キリスト教平和主義と兵役拒否
資料収集のいきさつ	III 神社参拝拒否
迫害の理由とその時期	IV ミッション・スクール
資料の内容	V その他
I キリスト再臨信仰と天皇統治の衝突	おわりに

はじめに

ここに一冊の製本された古びた資料がある。背には『昭和日本における基督教迫害に関する資料 1937年～45年』とするされている。中を開くと国立国会図書館の用紙に筆写した検事の論告や上申書もあれば、国立国会図書館調査立法考査局長あての「宗教圧迫に関する調査報告」が、さまざまの用紙にそれぞれの筆跡でしるされたものもある。筆跡といえば毛筆で書かれたものもある。資料をくってゆくと報告を書かれた者のうちすでに故人になられた方もかなりある。この資料は戦時下の日本のキリスト教に対する圧迫のあとを、戦後まもない時期に資料として集めたものであるが、もちろん戦時下の迫害のすべてを網羅したものではない。むしろその一部にすぎない。また、ここに収められたものは、なんらかの形で、その後もっとくわしい単行本になっているものも多い。しかし、すでに20数年の年月のへだたりをおいてながめると、資料的価値もいささか増すものらしく、近時各方面からの問い合わせもあるので、『参考書誌研究』の誌面をお借りし、どういう経過でこの資料が集められたか、またどういう内容なのかをご紹介して、今後の参考に供したい。

資料収集のいきさつ

昭和23年4月、国立国会図書館が赤坂離宮に創設されてから2～3カ月たったころ、国会とはなれては、なにかにつけて不便だというので、調査局の一部

職員が議事堂4階の国会分館に派遣された。ところが部屋がないため衆参それぞれの議員閲覧室前の廊下に机をおいて仕事をしていた。私もその一人であったが、そんなある日、参議院緑風会の高良とみ議員が見えて、戦時中のキリスト教圧迫の調査を依頼された。高良議員はキリスト教のプロテスタントの中でも、クエーカーに属してられ、なんでもそのころ米国のクエーカーから、戦時中の日本におけるキリスト教の迫害、なかでも良心的兵役拒否について報告を求めてきたので、調査局で調べてほしいということであったと記憶する。

当時は国立国会図書館といっても、輝ける憲法大臣であった金森徳次郎初代館長の個人的名声と、赤坂離宮という庶民が足を踏み入れることのできなかつた建物が図書館に開放されたというもの珍らしさで、やっとその存在が知られていた時代であったし、国会議員からのレファレンスも、今とはくらべものにならぬほど少なかった。むしろ、ほとんどなかったといってよい。そこで高良議員の調査依頼についても大いにやりましょうということになった。しかし当時の文教関係の調査マンは昨年専門調査員でなくなられた田山茂氏と、かけ出しの私の二人であったから、結局わたしが担当することとなった。

そして最初は足で歩きまわって資料をあつめ、いもづる式にそれからそれへと紹介されては面会を求め、聞き出し、記録をつくったように思う。

そこでまず最初に訪問したのが、聖書の日本社主筆の政池仁氏であった。政池氏はもと旧制静岡高校の物理教授で、満州事変を批判したため退職となり、シナ事変が始まったころ『基督教平和論』（向山堂）をあらわして発行停止、罰金刑になった無教会キリスト教の伝道者である。

政池氏の紹介で自由ヶ丘の矢内原忠雄氏をたずねたのは、その付近一帯が停電の夜であった。なぜ夜にたずねたのか思い出せない。多分電話で家の方に在宅の時間をきいて出かけたのであろう。暗い玄関にあらわれた矢内原氏は「戦時中の私のことは『嘉信』に書いておきましたからそれをみて下さいませんか」ということであった。『嘉信』は矢内原氏の信仰個人雑誌であって、昭和20年12月号に「戦いの跡」という一文がのっている。いまではこの一文も矢内原全集に収められているが、ゼロックスなどという便利なものがなかったそのころのこととて、その『嘉信』を借りてきて筆写したものがこの製本された資料にも入っている。

また政池氏の紹介で、西荻窪の伊藤祐之氏をたずねた。伊藤氏は京大で河上肇博士に師事した人であるが、昭和8年から無教会の伝道者になった人である。そして昭和12年10月、矢内原忠雄、金沢常雄氏らの講演会の司会をしたため、伊藤氏は家宅捜索をうけ、警視庁や検事局でしばしば取調べられた。というのは、この講演会で矢内原氏が「日本の理想を生かすために、ひとまずこの国を葬って下

さい」と講演し、矢内原氏の東大追放のキメ手になった講演だったからである。伊藤氏はその個人信仰雑誌『新シオン』が発禁になったが結局無罪になったという。

神田の救世軍の本営に植村少将をたずねたり、立教大学に行って聖公会のことをきいたりした。この救世軍と聖公会はともに本部がイギリスにあるため、スパイ容疑でねらわれたものである。しかし植村少将はこれについて語ることをしぶられ、ついに資料としてのこすことができなかった。

また荻窪の安息日再臨教会（セブンスデー）や、神田のホーリネス教会にも行った。セブンスデーは東京衛生病院の中に教会があって、その一室で梶山積氏にお会いして検挙された方々の名前などを書きとめた。このほか、ほうぼう歩きまわって、いろんな方にお会いした。

ところが東京以外の調査は文書による照会以外に方法がなく、昭和23年10月27日付で各方面に調査依頼状を発送している。それはつぎのような文面である。

国図調第六八号

昭和二十三年十月二十七日

国立国会図書館調査立法考査局長 印
殿

宗教の圧迫に関する調査依頼の件

戦時中、貴宗派の諸活動並びに布教者、信者等に対して、軍部及び警察等の圧迫又は妨害等の実例がありましたら、誠に御手数ながら簡明に御回答願います。

なお、本調査は参議院議員の依頼により、行なうものであります。

この調査依頼状を、基督教年鑑にのっている各教派団体や、朝日年鑑にのっている宗教団体あてに発送したほか、圧迫を受けたことが判明している個人あてにも送った。

この調査依頼に対する回答と、さきへのべた足で集めた調査のほか、その後おりにふれて収集したものが、以下紹介しようとする資料である。

迫害の理由とその時期

さて、この資料からもうかがえることは、満州事変、シナ事変、そして太平洋戦争へとつづく、いわゆる非常時、戦時下におけるキリスト教に対する圧迫の理由は、大きく三つに分けることができる。第1はキリスト教の教義、教理に対して、第2はその平和主義に対して、第3はスパイ容疑に対して圧迫がなされてい

る。そのうち第1の教義、教理については、東京刑事地方裁判所検事局の山口弘三検事がさらにつぎのように分類している。

「従来我国ニ発生シタ基督教関係宗教事犯トシテ、燈台社関係、耶蘇基督之新約教会関係、無宗派基督教（プレマス・ブレザレン）関係、及第七日基督再臨関係等ノ事件ヲ挙ゲ得ルノデアリマスガ、之等ノ事件中特ニ問題トナリマシタ点ハ、第1ニ、偶像崇拜ヲ排撃スル余リ、皇大神宮ヲ始メ奉リ、日本ノ神社ニ対シ尊嚴ヲ減ズルガ如キ言動ノアツタコトデアリ、第2ニ安息日ノ聖別ヲ強調スル余リ、日旺ニ徴兵検査ノアツタ際之ニ応ゼズ、又第七日安息説ヲ採ルモノガ、毎土旺日子弟ヲ国民学校ニ出サザル等ノ所為ノアツタコトデアリ、第3ニ現世的終末観ノ信仰デアリ、第4ニ、エホバ又ハキリストヲ統治者トスル現世的地上神ノ国実現ノ信仰ニ外ナラナイノデアリマス。」<「日本聖教会（日本基督教団第6部）治安維持法違反被告事件論告要旨」>

この検事の論告にもみられるように、その教義に対して弾圧を加えられた教派は、燈台社、耶蘇基督之新約教会、無宗派基督教（プレマス・ブレズレン）、安息日再臨教会（セブンスデー・アドベンチスト）など、昭和16年に日本のプロテスタントの合同組織として成立した日本基督教団にも加入しなかった小教派、いわばアウトサイダー的教派であった。しかし教団の中でも、その第6部および第9部に入っていた旧ホーリネス系の再臨を強調する教派は弾圧されている。

第2の平和主義は、さきにも述べた政池仁氏や矢内原忠雄氏の例でもわかるように、内村鑑三の非戦論の伝統をうけた無教会主義キリスト教の中にうけつがれて、欧米で平和主義の教会といわれるクエーカーなどが、日本ではいわゆる平和教会の役割を果たしえなかった。それはクエーカーの高良議員自身がクエーカー以外の調査を求めてこられたことでもうなずくことができよう。しかし無教会の場合は教派、団体を組織せず、寺小屋式に、矢内原、政池といった信仰の師を中心とする小集会であったため、その平和主義に対する圧迫も、それぞれの指導者個人にむけられたものであって、一斉検挙という形はとられていない。また無教会の指導者の中でも平和主義の立場をとらない人々もいた。

この無教会の平和主義は、反戦的な言論を各指導者が主筆となっている雑誌等に発表するという形をとったが、それがさらに一步すすむと、良心的兵役拒否ということになる。この良心的兵役拒否を実行した者は、矢内原氏の『嘉信』の読者であった石賀修氏と、燈台社関係の人々である。燈台社はたんに反軍的というのみでなく、地上の国家的権威を原理的につよく否定する立場をとっていたため、もっとも酷烈な弾圧を受けた。

第3のスパイ疑念は、すでにのべたように救世軍と聖公会に主としてむけられ

たが、もともと欧米の宣教師とつながりの深いキリスト教そのものが、親英米、スパイ容疑の目でみられていた時代であった。

しかし、ある教派に対する迫害の理由が、この三つに画然とわかれているのではなく、反戦的教説と神社参拝拒否とか、再臨信仰とスパイ容疑といったように、いくつもからみ合っているのがふつうである。

またキリスト教に対する迫害を時期的に概観すると、つぎのとおりである。

昭和8年 燈台社の第1次検挙（これはヒトラーがドイツ国内の燈台社を弾圧したのと呼応して行なわれた）。

美濃ミッションの神社参拝拒否に対する迫害。

昭和12年 矢内原忠雄、藤沢武義、浅見仙作、政池仁など無教会の平和主義に対してシナ事変ごろから圧迫が加わる。

昭和14年 燈台社第2次検挙。

昭和15年 救世軍の検挙。

昭和16年 耶蘇基督之新約教会の検挙。

プレマス・ブレズレン第1次検挙。

昭和17年 プレマス・ブレズレン第2次検挙。

日本聖教会（日本基督教団第6部）の検挙。

きよめ教会・日本自由基督教会（日本基督教団第9部）の検挙。

日本聖公会の検挙。

昭和18年 安息日再臨教会の検挙。

まとまったものとしては一応このようにとらえることができるが、そのほかにも個人として検挙されたものも多く、それについてはのちにもふれる。

資料の内容

つぎに資料の内容について紹介する。ところで一応製本された順序に番号がつけられているから、まずその目次をしるしておこう。

- 1 日本聖教会（日本基督教団第6部）治安維持法違反被告事件論告要旨＜東京地裁検事 山口弘三＞
- 2 聖教会弾圧事件の真相＜車田秋次＞
- 3 上申書＜泉田精一＞
- 4 日本自由基督教会＜安部藤夫＞
- 5 キリスト兄弟団＜森五郎＞
- 6 日本ホーリネス教団＜荒原諸兄磨＞
- 7 安息日再臨教会

- 8 きよめ教会
- 9 日本聖公会
- 10 戦の跡（嘉信 昭和20年12月号）〈矢内原忠雄〉
- 11 無教会（札幌）〈浅見仙作〉
- 12 // （米子）〈藤沢武義〉
- 13 // （武庫）〈黒崎幸吉〉
- 14 // （東京）〈長谷川周治〉
- 15 // （ // ）〈金沢常雄〉
- 16 // （鹿屋）〈イシガオサム〉
- 17 燈台社事件の弾圧と虐待顛末報告書〈明石順三〉
- 18 耶蘇基督之教会〈野中一魯男〉
- 19 // // （八王子）〈橋本義夫〉
- 20 プレマス・プレズレン〈山中為三〉
- 21 美濃ミッション〈伊能倉治郎〉
- 22 // // 〈菊池三郎〉
- 23 金城女専（名古屋）〈市村与市〉
- 24 日ノ本女学校（姫路）〈波岡三郎〉
- 25 明治学院〈村田四郎〉
- 26 松江キリスト教会〈角井義雄〉
- 27 会津イエス団
- 28 東北学院〈出村剛〉
- 29 聖イエス会（平塚）〈神山秀雄〉
- 30 キリスト教徒に与ふる公開状〈神奈川県維新特攻隊〉
- 31 キリスト信愛会小金井教会
- 32 渋谷日本基督教会〈尾島真治〉
- 33 日本基督改革派教会〈常葉隆奥〉
- 34 関東学院女専〈相川高秋〉
- 35 宗教問題研究所〈浜田本悠〉
- 36 「非常時局に対する宣言」〈小倉基督教聯盟〉
- 37 教団成立の事情〈基督教新報〉
- 38 思想月報 昭和18年6月号〈司法省刑事局〉

（以下紹介のさいこの資料番号を利用させていただく）

さて、これら資料を迫害理由別のいくつかのグループにわけながら紹介してみよう。

I キリスト再臨信仰と天皇統治の衝突

資料番号の1から8までは、ホーリネス系教会および安息日再臨教会など、キリスト再臨の信仰を特に強調した教派であって、昭和17～18年に検挙をうけている。

旧ホーリネス教会は昭和8年分裂し、日本聖教会ときよめ教会となり、さらに日本基督教団が成立した昭和16年に、聖教会はその第6部となり、きよめ教会は日本自由基督教会とともに第9部を構成した。

資料1の検事の論告は、この聖教会に対するものであるが、

1 結論、2 検挙の端緒、3 本件事案の成立、4 日本聖教会の教理、5 宗教事犯と基督教、6 情状、7 求刑

と展開され、かなり長文のものであって、当時の検察側の考えがもっともよくわかる資料である。またこれは聖教会に対するものであるが、きよめ教会や安息日再臨教会に対するものと同一の理論づけと見てよいと思われる。

その結論はキリスト再臨の信仰は天皇統治と矛盾する国体変革の危険な信仰で、治安維持法第7条に違反するというものである。

注・治安維持法第7条 国体ヲ否定シ又ハ神社若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スヘキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス。

じつは、この検事の論告と、資料2の「聖教会弾圧事件の真相」、資料3の泉田牧師の「上申書」が、どうして筆写されてこの資料集に入ったものか、さだかに思い出せない。私の記憶では、どこからかホーリネス系の弾圧記録を出版しようとしてある書店に原稿がもちこまれたとき、この資料1～3だけをお借りして筆写させてもらったように思うが、このたびその書店主に問い合わせたところ、記憶にないという。もちろんその原稿はそのままの形で出版はされなかったようである。

資料2は、聖教会の会長であった車田秋次牧師が事件から6年たった昭和23年ごろ回顧して書かれたもので、検挙当時の情況、起訴された41名の氏名とその判決一覧、検挙の理由や起訴猶予となった14名の氏名等をしるしている。

資料3は、昭和19年11月、当時獄中にあつた泉田牧師が書いた上申書であるが、戦後に書かれた車田牧師の回顧録が勇気に満ちたものであるのにくらべ、むしろ苦渋の色が濃い。

資料4は、日本基督教団成立のさい、きよめ教会とともにその第9部に入った日本自由基督教会の理事長・安部藤夫牧師が毛筆で書かれた報告である。それに

よると、牧師らの検挙後、各地の教会、託児所が閉鎖され、信徒の転向強要、書籍押収とつづき、失職、転職、満州への開拓移民になったものもあり、発狂死亡者も2名出たという。安部牧師は懲役2年、執行猶予4年の判決をうけ、控訴せず服罪している。安部牧師の義弟の宇南山牧師も仮出獄後死亡した。

資料5は、もときよめ教会の森五郎牧師の報告である。検挙された者の留置期間は3カ月～1カ年、拘置所を通算すると約2年前後であった。その結果受刑者は5名（うち2名は獄死）、執行猶予9名、起訴猶予8名、不起訴5名、免訴2名（これらのうち仮出所後死亡2名）であった。また閉鎖された各地の教会とその備品、書籍等も処分されたと報告にある。

資料6は、ホーリネス教会の荒原諸兄磨牧師からのけい紙一枚にしるした報告であって、布教者が天皇とキリストの関係で投獄されたこと、教会は解散させられ、布教者の免状や書籍、建物が没収されたが、この報告を教会迫害者に対する追放の資料に利用せず、戦災教会の再建資料にしてほしいとのべている。

資料7は、安息日再臨教会のもので、国立国会図書館の全けい紙2枚に、私の字で検挙された人々の氏名、居住地、牧師・信徒別、判決等をしるしている。これは同教会の梶山積氏からお聞きしたものである。それによると、服役者10名（うち3名獄死）、執行猶予25名、留置場勾留のみ6名、計41名となっていて、検挙は北海道から九州に及んでいる。

資料8は、やはり国立国会図書館のけい紙3枚にわたって、きよめ教会の検挙された牧師らの氏名、居住地、拘置期間等をしるしたものであるが、いまとなってはだれから聞きとってしるしたものか思い出せない。これによると検挙された者55名で、ほとんどが8カ月以上留置され、うち11名が1年から4年の刑を受けている。

以上ここに紹介した資料1～8は、いわゆる旧ホーリネス系と安息日再臨教会関係のキリスト再臨信仰のゆえに迫害を受け、量的にはもっとも多い約150名に及ぶ牧師、信徒の検挙をうけた教派に関する資料であるが、これらの迫害の全ぼうをとらえるのに足る資料とは言いがたい。そこで次の資料等をも参考のためにしるしておく。

- 1 米田豊、高山慶喜共著『昭和の宗教弾圧―戦時ホーリネス受難記』（昭和39年刊、198.3—Y757 s =これは国立国会図書館の図書請求記号、以下同じ）
- 2 米田勇「大東亜戦争下における基督教の弾圧」（『思想』昭和34年2月号）
- 3 米田勇「ホーリネス教会弾圧の下で」（『福音と世界』昭和36年6月号）
- 4 竹森一男著『秘録、昭和キリスト教の受難』（昭和47年刊）

資料26は、松江イエス・キリスト教会牧師・角井義雄氏の報告である。それに

よると昭和17年6月のホーリネス一斉検挙のさい、家宅捜査を受け、書籍、手紙等を押収され、「キリストの再臨を信じた故に天皇に対する不敬なりとして仕末書をとられた」という。

II キリスト教平和主義と兵役拒否

つぎはキリスト教平和主義と兵役拒否に対する迫害であるが、無教会キリスト教と燈台社関係が主としてその対象になる（つぎの神社参拝拒否のところで紹介するプレマス・ブレズレンにも、反戦的立場が検挙の一つの理由にされているが、一応ここにふくめない）。

そこで資料10～17および19にわたって紹介する。

資料10は、矢内原氏が戦後まもない昭和20年12月号の『嘉信』に「戦の跡」として発表したものの筆写である。その内容は満州事変以降軍国主義の道をすすんだ日本の方向に、つぎつぎと批判を加えた結果、ついに東京大学を追放され、さらに矢内原氏の個人的信仰雑誌『嘉信』にも廃刊の圧迫が加わった。にもかかわらずこれを拒否しつづけ、薄田警視總監に面談して意見書を手渡したという。「嘉信は形小なれども国民の良心也、国の柱なり、嘉信を廃するは国民の良心を覆し、国の柱を除くに等し」とその中のべている（戦後、私はこの「意見書」を警視庁の中でさがしてもらったが見つからなかった）。

注・『嘉信』にのったこの「戦の跡」は矢内原全集第26巻に収められている。(081.8—Y545y)

資料11は、北海道札幌の浅見仙作氏の報告であって、やはり浅見氏の平和主義に対する弾圧である。昭和12年10月、浅見氏の発行していた『喜の音』（77号）が「全篇平和の文に充ちて書きしところ」、特高、憲兵、検事局へ11回呼び出され、発行停止、罰金処分になった。また昭和18年7月から19年2月まで札幌警察署に留置された。浅見氏77歳の時である。反戦思想とキリスト再臨信仰は国体に抵触し、神社参拝をしないのは皇室、神社を冒瀆するという理由である。その結果懲役3年の判決をうけたが大審院に上告し、昭和20年6月無罪の宣告をうけた。

注・浅見氏のこの報告は、さらにくわしく『小十字』（浅見仙作著、昭和27年刊、198.9—A875s）にのりされている。

資料12は、米子の無教会伝道者・藤沢武義氏の報告である。矢内原氏が昭和12年9月号の『中央公論』に「国家の理想」を寄稿して削除処分をうけたその8月、矢内原氏は藤沢氏と共同で鳥取県で聖書講習会を開いた。その直後に藤沢氏は検挙され、講習会出席者全員が取り調べを受けた。藤沢氏はやはり個人的伝道雑誌

『求道』を発行し、非戦論を唱えて前後12回発禁処分をうけていた。藤沢氏はのち起訴猶予になっている。

注・藤沢氏については、同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究—キリスト者・自由主義者の場合』第1巻の中に篠田一人氏が「無教会主義キリスト者の抵抗—藤沢武義を中心として」の題のもとにくわしくしている。(363.021—D98s)

資料13は、無教会の伝道者であり高名な聖書学者であった黒崎幸吉氏の報告である。内容は黒崎氏の信仰個人雑誌『永遠の生命』が、昭和6年ごろから時事問題を論ずるごとに再三注意をうけるようになり、昭和12年からは数回発禁や1ページ削除の処分をうけ、昭和15年には「ヒトラーの『我が闘争』を読む」という一文のゆえに発行停止、廃刊に追いこまれたこと、昭和17年1月『復活の生命』として復刊したところ、直ちに発行停止となり、やむなく藤本武高氏の『聖約』に寄稿していたが、そのため藤本氏は警視庁にしばしば出頭を求められ、削除をうけたという。黒崎氏にとって雑誌の発行停止は生活手段の一部を奪われることであったとのべている。

資料14は、やはり無教会のクリスチャンである長谷川周治氏の報告である。長谷川氏は平信徒の実業家であったが、「戦争を阻止せんとする一念やみがたく」自宅を平和舎と名づけ、「戦争の非なることを唱導」する書籍を刊行し、昭和18～19年たびたび憲兵隊に調べられ、ついに拘引もされている。また警察に勾留されている山形県の鈴木彌美、渡部弥一郎氏や兵役拒否をした石賀修氏を訪問したり、その家族を慰問している。

注・長谷川氏の報告にある山形県の鈴木、渡部両氏は、翼賛選挙(昭和17年)にさいし、鈴木氏らの住んでいた山形県西置賜郡津川村の投票場では、神棚に敬礼してから投票することになっていたが、二人とも神棚に敬礼しなかった。また鈴木氏の言動がふだんから反戦的であったため密告され、昭和19年6月から20年2月まで米沢警察署に勾留された。鈴木氏は現在基督教独立学園高校長である。

この鈴木、渡部氏に対する迫害については、鈴木彌美氏が『聖書の日本』昭和21年12月号に「獄中証言」としてしるしていられる。

また昭和47年5月10日毎日新聞「この人と」欄に「特高警察につかまる」のタイトルで鈴木氏の対談がのせられている。

資料15は、矢内原忠雄、黒崎幸吉氏らとともに東大法学部を出てから無教会キリスト教の伝道者になった金沢常雄氏の報告である。金沢氏の個人雑誌『信望愛』の昭和12年11月号が反戦思想を宣伝するというので発禁となり、金沢氏は警視庁の特高や検事局で取調べを受けたが、結局不起訴になった。

資料16は、兵役拒否をした石賀修氏の報告である。しかし石賀氏は巻紙に筆で書いたこの報告の中で「私個人については何ら迫害妨害を受けた事実のないこと

をお答えいたします」と書かれ、「むしろ信仰の師たる矢内原忠雄先生」や「平和舎の名の下に出版をなし居られたる長谷川周治氏」について調べてはどうかと結ばれている。

注・石賀修氏は、岩波文庫のラーゲルレーブ著『エルサレム』の訳者であるが、その第2部(949.8—cL 17 j—I)のあとがきに、簡潔点呼に応ぜず兵役を拒否するため憲兵隊に自首したことにふれられている。石賀氏は War Resisters International (戦争抗止者インターナショナル)のメンバーであり、のち『神の平和—兵役拒否をこえて』(昭和46年刊、Y86—393)をあらわして、東大の学生であった昭和6年から、さらに昭和18年に憲兵隊へ自首したときをふくめ、昭和20年までの経過を、日記をもとにくわしくするされている。また『文芸春秋』昭和41年3月号に「憲兵と兵役拒否の間」という一文をのせていられる。さらに日本友和会編『良心的兵役拒否』(昭和42年刊、391.2—N691 r)にも、阿部知二『良心的兵役拒否の思想』(昭和44年刊、A651—4)にも石賀修氏のことかふれられている。またイシガ・オサム『Heiwa o motomete』(昭和46年刊、GK62—8)もある。

資料17は、燈台社の報告である。燈台社はアメリカに本部があり、The Watchtower, Bible and Tract Society というのが正式の名称である。正統的なキリスト教からは新興宗教の一つとみられ、むしろ異端視されている。それは燈台社が三位一体を否定し、キリスト崇拜も偶像礼拝とみなすからである。ここから当然神社も偶像としてその参拝を拒否し、国家制度も国家の支配者を神として崇拜させるゆえに否定すべきものとなり、国家防衛の軍事力も結局は武将を崇拜させることとなり、これら国家制度、軍事制度もすべて人を神から引きはなす悪魔的なものということになる。燈台社の信仰がこういうものであるから、戦時下の日本でもっとも烈しい弾圧をうけざるをえなかったといえよう。資料17は、この燈台社の日本支部前支部長・明石順三氏が20枚にわたってボールペンで書かれた報告である。内容は昭和8年の第1次検挙で100名余の文書伝道者が検束されたこと、これがヒトラーのワッチタワー弾圧と呼応して行なわれたこと、また燈台社の機関誌『黄金時代』がこれ以降しばしば発禁になったことをしるしている。さらに昭和17年の第2次検挙で、日本内地、満州、朝鮮の文書伝道者130名余が検挙されたこと、そしてそのさいの拷問がいかに酷烈であったかをしるしている。また昭和13年に応召した東京工大出身の村本一生氏が、不敬抗命のゆえに第1師団軍法会議で懲役2年の判決をうけ、昭和16年出所すると17年には再検挙され、治安維持法違反で懲役5年の判決となり下獄、敗戦後出獄したという。その間の虐待拷問はまことに悪魔的であって、その一例として、宮城遙拝を拒否したところ、憲兵伍長ともう一人の憲兵が「彼の実父の面前で1時間半にわたり殴る蹴るの暴行を加え遂に半死半生の状態に至らしめた」とある。さらにその他の迫害の

実例がこまかくしるされている。

注1・燈台社弾圧事件については、同志社大学人文科学研究部編『戦時下抵抗の研究—キリスト者・自由主義者の場合—』第1巻（昭和43年刊、363.021—D98s）の中に、佐々木敏二氏が「灯台社の信仰と抵抗の姿勢—明石順三と『黄金時代—』」としてくわしく紹介されていて、この国立国会図書館の調査報告も引用されている。

それによると村本一生氏のほか、明石真人、三浦忠治氏らが、入隊はしたものの宮城遙拝、御真影奉拝は偶像崇拜として拒否し、天皇に忠誠を誓う意志は毛頭なく、兵常生活も神の意志に反すると脱営を企て、兵器は殺人器なりとって返納を申し出たとある。これは当然軍刑法違反となって軍法会議でそれぞれ2~3年の刑に処せられた。ところが燈台社幹部がこれらの抵抗を賞揚したため、明石順三ら幹部の検挙になつたという。

注2・また笠原芳光氏が『思想の科学』昭和45年10月（107号）に「兵役を拒否したキリスト者—明石真人の場合—」をしるしてられる。そのほか毎日新聞昭和45年10月16日夕刊に「戦時下抵抗と現代—兵役拒否を貫いたあるキリスト者をたずねて—」として、村本一生氏訪問記がしるされている。

注3・のちに紹介する資料38『思想月報』昭和18年6月号の55~65ページに、明石順三氏らの第2審判決がのせられている。

注4・第二次世界大戦中のアメリカにおける良心的兵役拒否者のうち約四分の三は燈台社であったという。（内田晋「米国における良心的兵役拒否」（『レファレンス』64号昭和31年4月）

資料19は、八王子の書籍商・橋本義夫氏の報告であって、「平和主義」という理由で昭和19年12月から20年4月まで早稲田警察に勾留され、殴る蹴るの暴行を受けている。どういうルートで橋本氏に調査依頼をしたか思い出せない。しかしこの報告の中に、のちにのべる耶蘇基督之教会の野中一魯男氏のこともふれられているので、野中氏の紹介であったかもしれない。

資料31は、キリスト信愛会小金井教会からの報告である。昭和20年5月、憲兵隊から出頭を命ぜられ、「キリスト信者なるが故軍隊に入隊する者に対して非難論的な言行あり」と、訊問されたという。しかしその当時はすでに日本の敗色おおいがたく、国民の間にも戦いにうんだ空気が強くなってはたはずである。

III 神社参拝拒否

神社参拝とキリスト教をめぐり、昭和に入って事件が起るのは、昭和6年、カトリック系の上智大学で、学生が靖国神社参拝を拒み、配属将校が引き上げたのが最初である。これはのちにローマ法王庁が妥協の方針を決めたため解決をみた。

ついで騒ぎが起るのは岐阜県大垣市を中心に伝道していた美濃ミッションをめぐってである。じつは国立国会図書館からの宗教圧迫の調査依頼に対し、美濃ミッションはその一部始終をわざわざ謄写印刷でプリントされ、それを報告書として教部寄贈された。表題は『美濃ミッション迫害史』A5、115ページ、昭和24年3月1日付。ところがワラ半紙のヒモとじのその資料は、115ページもあるかなりぶあついものであったし、形が小さかったので、ほかの報告とともに製本するにはなじまなかったため、この資料集とは別に保存されている。

ともあれ美濃ミッションに対する迫害は、まだ官憲による迫害ではなく、明治以来キリスト教に対して投げられてきた民衆による迫害のつづての一つであった。それは昭和8年、伊勢神宮に修学旅行した大垣市の小学生の中に、美濃ミッションの信者の子弟がいて、伊勢参拝を拒否したことが事件の発端であった。そこで大垣市の市民が騒ぎ出し、美濃ミッション排撃運動が県下一円にまきおこった。昭和8年6月以降のことである。

ついで太平洋戦争前夜に耶蘇基督之教会、プレマス・プレズレン等が迫害を受ける。資料18~22がこれにあたる。しかしこれらも、たんに神社問題だけでなく、再臨信仰とかキリスト支配と天皇の権威の問題、また反戦的な言動も問題にされていて、検挙の理由は決して単純でない。

また、さきのべたホーリネス系教団が一斉検挙された日より半年まえ、すなわち昭和17年1月中旬、函館の聖教会系の日本基督教団の教会牧師・小山宗佑氏が、未決監房で「自殺した」と当局が発表して死体をひきとらせた事件があった。この小山牧師は「隣組が輪番制で毎朝参拝に行く護国神社参拝を拒否したというので訴えられ」起訴されて未決監房に送られていたものである(米田勇「大東亜戦争下における基督教の弾圧」『思想』昭和34年2月号)。そしてその半年後にホーリネスの受難が始まっているので、小山牧師の神社参拝拒否とホーリネス弾圧がなんらかの因果関係があるのではないかとみられている。事実ホーリネス教会の指導者はこの小山牧師の死を知って暗雲の襲いかかるのを感じたようである(米田勇「ホーリネス教会弾圧の下で」『福音と世界』昭和36年6月号)。

資料18は、耶蘇基督之教会の野中一魯男氏の毛筆の報告である。野中氏のほか10名の信者が昭和16年9月に検挙され、野中氏は警察署と巢鴨の拘置所に2カ年、多摩刑務所で1年の懲役に服したという。その判決は神宮冒瀆罪で懲役2年半であり、野中氏以外は懲役2年半・執行猶予になった者が3名、そのほかは起訴猶予となったという報告である。しかし、のちに紹介する資料38の司法省刑事局『思想月報』昭和18年6月号(103号)によると、耶蘇基督之新約教会関係として22名が治安維持法違反で判決をうけ、野中氏以外もすべて起訴猶予にならず

全員懲役2年で執行猶予となっている(同月報82~84ページ)。また野中氏らの判決文が同月報45~53ページにのせられているが、「神宮ノ尊嚴ヲ冒瀆スヘキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トスル結社ノ指導者タル任務ニ従事シタルモノナリ」とある。

注・野中一魯男氏に関しては、同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究』第2巻(363.021—D98s)の中に、笠原芳光氏が「個人キリスト者の抵抗」の題のもと93~99ページにしている。

また野中氏の教会名称は、野中氏自身は「耶蘇基督之教会」と報告され、当局がわは「耶蘇基督之新約教会」と、「新約」の二字が入っている。

資料20は、プレマス・ブレズレンの山中為三氏の報告である。プレマス・ブレズレンは資料1の山口検事の論告にもあるとおり、当局がわからは無宗派基督教とよばれ、時には無教会派キリスト教の範ちゅうに入れられている場合もあるが、無教会とは区別しなければならない。山中氏は昭和17年3月に検挙されたが、その半年まえの16年9月に第1次検挙があり、各地で14名の指導者が逮捕された。『思想月報』昭和18年6月号によると、このうち10名が起訴され、4名が懲役3~4年、その他は1~2年半で執行猶予となった。起訴の理由は反戦的な言動と神社冒瀆と、キリスト再臨による世界支配の信仰が治安維持法にふれたものである。山中氏の報告は大阪刑務所に投獄され、結核にかかり衰弱して執行停止となって病院に移され、敗戦を迎えたことをしている。

注・プレマス・ブレズレンについては、前掲『戦時下抵抗の研究』第2巻の笠原芳光氏の論文「個人キリスト者の抵抗」中、77~93ページにわたり、くわしくしている。それを読んでも反戦的、反神教的な態度とキリスト支配の信仰が一貫している。

資料21は、もと美濃ミッションの伝道師であって、のちプレマス・ブレズレンの伝道をしていた伊能倉治郎氏の報告である。山中氏が大阪で検挙されたと同じ日に東京で逮捕され、のち懲役2年半、執行猶予5年になった。刑事の取調べに「神宮、神社は神ではない。決して参拝しません」とか「天皇は尊敬するが神ではない」とか、「神社参拝は偶像崇拜であり神に背く行為」と明言したため「非常ニ怒ツテ、ヒドク悪罵サレマシタ」と報告している。

資料22は、美濃ミッション牧師・菊池三郎氏の報告である。美濃ミッションは神社参拝問題で戦った教派であるが、菊池牧師はホーリネス教会の牧師もしていたため、ホーリネスの一斉検挙のあった昭和17年6月26日に名古屋で拘引された。取調べに対し、「日本の神は偶像である」、「天皇は神ではない」、「キリストの再臨で日本帝国が滅亡する」とのべているが、「国体破壊罪として処刑すべきなれど家族多きゆえ起訴猶予」となり、昭和18年5月釈放された。この菊池三郎

氏は、資料8のきよめ教会の被検挙者名一覧の中にも入っているから、再臨信仰による迫害の方に入れるべきかも知れない。

IV ミッション・スクール

ミッション・スクールからの報告もいくつかある。ミッション・スクールは神社参拝ではほとんど妥協していたから、官憲の圧迫もそれ以上には烈しくならず、ただスパイ容疑とか親英米の非国民養成学校として一般市民から白眼視されていた。再臨、平和主義、神社参拝拒否を強調して弾圧された教派は、おおむね小教派であって、大学、高専、中等学校等を経営していなかったのも、大きな教団に属していた大部分のミッション・スクールはさしたる迫害は受けていない。

資料23は、名古屋の金城女子専門学校の市村与市校長からの報告である。戦時中も宗教行事は一日も欠かさなかったが、昭和14年ごろから圧迫がおこり、憲兵隊長が各教室を検査し、教職員の自宅を訪問して、非国家主義、非軍国主義教育をしていないかと訊問したり、特にスパイ、神社参拝に注意し、聖画をはずさせ、また文部省督学官や軍人がしばしば来校して、校長にキリスト教をすてるよう強要したという。さらに寄宿舎に神棚を備えよと迫ったり、校長がキリストを信ずるのはよいとしても、生徒に教えるなら、投獄か廃校だと警察によばれておどされている。おそらくこの程度のいやがらせや、おどしは多くのミッション・スクールがこうむったことであろう。

資料24は、姫路の日ノ本高等女学校の波岡三郎校長からの報告である。この波岡校長は「思想、言論、出版、集会等臨時取締規定違反との名目にて1カ年の懲役に処せられ」という。それは昭和19年4月に検挙され、5月判決、岡山刑務所に服役している。そして宗教上のこと、対米国の問題、戦争に関する件、天皇に対する件につき取調べをうけたが「明かにミッション・スクールに対する圧迫であったことは明瞭であります」と結んでいる。一説によると、波岡氏の夫人がアメリカ人であり、アメリカの広大な国土と資源をよく知っていた波岡氏が、県下の校長会で「日本はアメリカに勝てない」と洩らしたことが密告されたともいう。

資料25は、明治学院専門学校の村田四郎氏からの報告である。それによると「本校においては格別圧迫妨害等の実例はありません。戦時中も正規に礼拝をまもり基督教に関する学科も支障なく授業を継続致しました」とある。

資料28は、東北学院長・出村剛氏の報告である。これもまた「当学院にては特別厚意を示さざりしも圧迫を受けた事ありません」としるされている。

資料34は、関東学院女子専門学校の相川高秋氏の報告である。それには「本

校には該当事項がありません」とある。

これ以外のミッション・スクールにも照会を出したはずであるが報告がきていない。

V その他

以上で、宗教圧迫に関する照会への報告も、おもなところの紹介は終わったが、まだ若干これまでの迫害理由別の4つの分類に収まりきらぬものがあるので、ここにまとめて紹介する。

資料27は、会津イエス団からの報告である。それには「常に不当なる圧迫はありたるも会員一同此の回答につき相談したる結果キリスト教精神により『不答』と意見が一致したるにつき悪しからず」とある。

資料29は、平塚の聖イエス会平塚教会・神山秀雄牧師からの報告である。それによると「当教会は当時日基督教団に属して居りましたが、その折小生の所有の書籍を調査に参りし位で直接的の圧迫はございませんでした」と報告している。

資料30は、その神山牧師に対して、右翼の天照義団出版部から送られてきた「キリスト教徒に与ふる公開状」である。その日付は昭和19年12月8日、文面は約900字ほどの1枚刷りである。「吾人がキリスト教を拒否せんとする根本理由は、その教義が絶対到我が国体と相容れず、即ちエホバを以て礼拝すべき唯一神となし、日本の神々をもその下風に立たしめて顧みず、畏多くも御皇室の尊厳を冒瀆するが如き言動を平然と犯しつつあるの一事なり」とし、また統合された日本基督教団も「反戦的遊休傍観団体」であり、「多年米英より補助を受け、敵国内応のスパイ的温床たりし事は自他共に認むる所」であるから、教会を工員寮にでも解放せよといっている。しかも神奈川県維新特攻隊の名で書かれていて、日本の敗戦の日も近いことを思わせる。しかし当時の右翼団体のキリスト教観を示す文書といえよう。

資料32は、渋谷日本基督教会牧師・尾島真治氏の毛筆による報告である。この教会は官憲の圧力による日本基督教団の統合にも参加せず、単立教会として残り、彼の書いた「大阪憲兵隊長の質問に答ふ」は10日目に発売禁止になったという。雑誌や著者に「注意」「改訂」をうけたことは無教で、国民儀礼も警視庁にいる時二度ともせず、幼稚園も雑誌も中止を命ぜられたと報告している。

注・大阪憲兵隊長の質問とは、昭和13年3月大阪憲兵隊山中平三特高課長が、大阪市内の牧師らに送った質問状で、1 キリスト教の神とは、2 日本の神に対する見解、3 天皇とキリスト教の神との関係、4 外国皇帝との関係、5 勅語と聖書との関係、6 教育勅語の教育方針とキリスト教主義教育の差違、などを問うている。尾島

牧師はこの質問状に反ばくしたのであろう。

資料33は、日本基督改革派教会・常葉隆奥常任書記からの報告である。改革派教会の一牧師が、昭和17年夏、天皇とキリストの問題で高知県の特高に拘引され、天皇のことには以後ふれずに伝道せよと云って釈放されたと報告している。

資料35は、宗教問題研究所長・浜田本悠氏からの報告で、研究所機関誌月刊『宗教公論』が戦時中両3回にわたり、情報局検閲部から削除を命ぜられたという。ただしこれはキリスト教関係ではない。

資料36は、九州小倉のキリスト教聯盟の「非常時局に対する宣言」の切抜きである。昭和12年8月の日付があるから、シナ事変ぼつ発直後のことであり、時局に対する認識を深めるとか、国民精神の作興に努めるとか、皇軍の慰問をする、東亜恒久平和を祈るなどが決議されていて、ひとにぎりの無教会キリスト教の指導者が非戦の立場に立ってその当時発言していたほか、大部分の日本の教会が大勢順応型であったことを示す資料といえよう。

資料37は、『基督教新報』第2750号で、教団成立十年記念号である(昭和26年6月23日号)。なぜこの新聞とか、資料36の切り抜き資料がここに入っているのか、これも思い出せない。多分以上紹介した資料を(最初はもちろん製本せず、ひもでとじていた)武田清子氏をはじめ、いく人かにお見せしているうちに、これらの新聞が加わって返されてきて、それを加えて製本したためここに入っているであろう。

資料38は、これまでたびたび紹介した『思想月報』第103号(昭和18年6月)である。司法省刑事局の発行で「極秘」と印刷され、取扱注意第478番となっている。表紙に貴族院調査部第2課18・8・21のスタンプがある。

中を開くと、左翼関係、予防拘禁関係、不敬関係について宗教関係、民族関係、その他とわかれ、そのうちの宗教関係の中に、すでにのべた野中一魯男氏の耶蘇基督之新約教会関係、明石順三氏の燈台社関係の判決文があり、また「最近における主要なる類似宗教関係事件判決結果一覧表(昭和18年6月30日現在)」として、きよめ教会、日本聖教会、燈台社、プレマス・プレズレン、耶蘇基督之新約教会等の裁判進行状況一覧が出ている。

おわりに

以上、20数年前に収集した資料を中心に、戦時下キリスト教迫害関係資料の紹介をしたが、キリスト教全体についてしるすとすれば、さらにカトリック教会、ロシア正教関係にもふれねばならず、また外人宣教師の追放、圧迫も除くわけにはいかないであろう。そのほか迫害をうけても沈黙している人々もあろうし、ま

だまだ未発掘のケースがあるはずである。ただ本稿では、一番はじめにするように、ここに一冊の古びた製本資料があり、その資料の中身に関する範囲で紹介を試みたものである。

ところで、このたび改めてこの資料を読みかえして見て、日本のキリスト教、わけてもプロテスタントの、戦時下におけるプロテストが、量的にも、質的にも、きわめて微弱であったということである。もちろん、ここに紹介したように、投獄されたり、迫害にあった人々も多くあり、獄死した牧師たちもかなりある。にもかかわらず、プロテストが弱かったというのは、たとえば日本の植民地であった朝鮮のキリスト教会の果敢なプロテストと比較する時明らかである。朝鮮では、神社参拝拒否のみで、200の教会が閉鎖され、2,000人の牧師・指導者が投獄され、うち50名が獄死している（金良善『韓国基督教解放十年史』1968年刊）。またアメリカでは、すぐる第2次世界大戦中、良心的兵役拒否の道を選んだ青年が7万5千人もいたという（阿部知二『良心的兵役拒否の思想』）。

ところが、あのイザヤ・ベンダサンも指摘するように、反戦平和のチャンピオンの矢内原忠雄氏ですら、投獄はおろか、警察に留置もされていないのである（ベンダサン『日本人とユダヤ人』昭和45年、109ページ、E B98—85）。わたしは、20数年前、迫害関係資料を足で集めまわったとき、古傷にふれられたくないという困惑した表情の人々を時々見た。クリスチャンであるがゆえに、ふつうより反省が強かったのかもしれない。また自分らのことについて、人々の前で「ラッパを鳴らす」のを好まぬということもあったであろう。しかし、それだけではなかったと思う。信仰の戦いに敗れたという挫折感が、特に大きな教団にあったようである。

付記・近く同志社大学人文科学研究所／キリスト教社会問題研究会編『戦時下のキリスト教運動』が出版され、『特高月報』や内務省警保局編『社会運動の状況』等から、キリスト教関係の詳細な資料を抜き出し、さらに解説を加えたものができるはずである。これは3巻に分かれ、その第2巻に国立国会図書館が調査したこの資料も収められる予定である。

（ふじお・まさひと：総務部会計課長）